

## 令和4年2月臨時会

令和4年2月3日（木曜日）

### ◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

#### 出席議員（12名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
7番 阿部恭平議員	8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員
10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員	13番 漆山光春議員

#### 欠席議員（1名）

12番 細矢誓子議員

### ◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長	齋藤 淳 議事係 長
嶋田 愛 総括主任	

### ◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長	河内耕治 副町 長
板坂憲助 教 育 長	真木吉雄 監査委員
後藤 浩 防災・危機管理監兼 総務課 長	真木秀章 総務課主幹
牧野隆博 政策推進監兼 企画財政課 長	宇野 勝 まちづくり推進課長
矢作 勲 税務町民課 長	堀米清也 健康福祉課 長
増川 仁 農林振興課長併 農業委員会事務局 長	佐藤晃一 商工観光課 長
須藤俊一 都市整備課 長	今部憲治 上下水道課 長
岸 康彦 会計管理者兼 会計課 長	鈴木淳子 学校教育課 長
秋場弘昭 生涯学習課 長	

## ◎ 議 事 日 程

令和4年2月3日（木） 午前9時開会、開議

### 議事日程第1号

- |      |                               |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                    |
| 日程第2 | 会期の決定                         |
| 日程第3 | 議案の上程                         |
| 議第1号 | 令和3年度河北町一般会計第10回補正予算の専決処分について |
| 議第2号 | 令和3年度河北町一般会計第11回補正予算の専決処分について |
| 議第3号 | 令和3年度河北町一般会計第12回補正予算について      |
| 日程第4 | 提案理由の説明                       |
| 日程第5 | 議案の審議、採決                      |
| 議第1号 | 令和3年度河北町一般会計第10回補正予算の専決処分について |
| 議第2号 | 令和3年度河北町一般会計第11回補正予算の専決処分について |
| 議第3号 | 令和3年度河北町一般会計第12回補正予算について      |

閉 会

## ◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

## ◎ 開 議

午前9時

### ○漆山光春議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員は12番細矢誓子議員であります。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年2月河北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

### ○漆山光春議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から指名します。

- |    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 3番 | 榎  | 正義 | 議員 |
| 8番 | 松田 | 収作 | 議員 |

の両名を指名します。

### ○漆山光春議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期については、本日1日限りにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

### ○漆山光春議長 日程第3、議案の上程を行います。

議第1号 令和3年度河北町一般会計第10回補正予算の専決処分について

議第2号 令和3年度河北町一般会計第1

1 回補正予算の専決処分について

議第 3 号 令和 3 年度河北町一般会計第 1  
2 回補正予算について

以上、3 議案を上程します。

**○漆山光春議長** 日程第 4、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** おはようございます。

本日、令和 4 年 2 月河北町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中お集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、本日ご提案申し上げております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第 1 号令和 3 年度河北町一般会計第 10 回補正予算の専決処分について申し上げます。

令和 3 年 11 月 30 日の河北町議会臨時会におきまして、18 歳以下の児童に対する臨時特別給付金事業についてご可決いただきましたが、その後の政府の方針変更を踏まえまして、現金 10 万円を一括して支給するため給付額を増額する必要があると判断し、令和 3 年 12 月 20 日付で 3 款民生費の児童措置費を専決処分させていただいたものでございます。

議第 2 号令和 3 年度河北町一般会計第 11 回補正予算の専決処分について申し上げます。

7 款商工費の商業振興費につきましては、昨年の年末にかけてふるさと納税の寄附額が大幅に見込みを上回ったことから、返礼品や手数料など所要の経費について増額する必要があること、また、8 款土木費の道路維持費につきまして、昨年末から年始にかけての降雪状況を受け、町道除雪の出動状況等から、今後の除排雪に係る経費を勘案した場合、予算が不足する状況が見込まれたことから、令

和 4 年 1 月 7 日付で専決処分させていただいたものでございます。

議第 3 号令和 3 年度河北町一般会計第 12 回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、1 億 3,991 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 131 億 4,962 万 9,000 円とするものであります。

歳出から順を追って申し上げます。

3 款民生費の社会福祉総務費では、住民非課税世帯等に対して、10 万円の臨時特別給付金事業を実施するための費用等を追加するものでございます。

4 款衛生費の予防費では、5 歳から 11 歳の児童に対する新型コロナウイルス感染症ワクチン接種にかかる所要額を増額するとともに、1 回、2 回目のワクチン接種の費用について、これまでの執行に合わせて減額するものでございます。

健康増進事業費では、3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間において、県立河北病院及び新型コロナウイルス PCR センター山形市霞城公園前店で町民が受ける検査について無償となるよう支援に必要となる費用を追加するものであります。

10 款教育費の小学校及び中学校の学校管理費では、小中学校の除排雪に要する費用について不足が見込まれることから増額するものであります。

以上が歳出の概要であります。

次に、歳入について申し上げます。

15 款国庫支出金では、住民税非課税世帯等に対して、10 万円の臨時特別給付金事業に係る国庫補助を追加するほか、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び接種体制確保事業費国庫補助金を減額するものであります。

19 款繰入金では歳入歳出全体の調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

す。

以上が、令和3年度河北町一般会計第12回補正予算の概要でございます。

以上、本臨時会に提案いたしました3議案につきましてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**○漆山光春議長** 以上で、提案理由の説明を終わります。

**○漆山光春議長** 日程第5、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

最初に、議第1号令和3年度河北町一般会計第10回補正予算の専決処分についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第1号令和3年度河北町一般会計第10回補正予算の専決処分については、原案のとおり可決しました。

**○漆山光春議長** 次に、議第2号令和3年度河北

町一般会計第11回補正予算の専決処分についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(9番の通告あり)

9番、落ちありませんか。

それでは、「9番丹野貞子議員」

**○9番(丹野貞子議員)** 9番、質疑をいたします。

予算書の10ページ、8款2項2目道路維持費についてでありますけれども、除雪費を増額して、今年はとてきれいに、今頃の時期では町の中もすごくすっきりしていますし、課題であった道路の隅取りとか、そういうのも一生懸命なさってくれてすごく評判はいいんですけれども、やはり、小さい道路といいますか狭隘の道路のほうになりますと、除雪計画の中で、区長さんのほうから役場のほうにいろいろと何かあるときにはというふうなことも黄色い冊子で回っていますけれども、なっているところはいいんですけれども、その要望をしているところで、町のほうでもオペレーターとか排雪車のこととかいろいろ事情があるのは私も存じておりますけれども、町民の方はそこをお願いしたら、区長さんを介してとか、議員を介してとか、お願いしたところは来るのを待っているわけですよね。

それで順番があると思うんですけれども、その待っている方に対しての、例えば区長さんを介して、区長さんにこのところ除雪、排雪してほしいと頼んで待っていたときに、区長さんから来たとしてもなかなかならないとなると、やはり、その方たちは不信感といいますか、なぜならないのかと。例えばここは車通りが少ないからできないとか、いろいろ事情があって、順番もあるしとかいろいろあると思うんですけれども、そういうふう

なところをちょっと教えていただくと、そうなんだな、考えてはいるんだなと、自分たちの思いを聞いてくれているんだなという、声が届いているということを思わせるようなことをしていかないと、今後も、今までもありましたけれども、町民の方の、何もしてくれないとか、私たちは、この地域は捨てられているとか、そうになってしまうんですね。やはり、そういうことをなくすためにも、もうちょっと細やかな対応をしていかなくちゃいけないかなというふうに思うんですけれども、この件についてお答えをお願いいたします。

**○漆山光春議長** 「須藤都市整備課長」

**○須藤俊一都市整備課長** 今、丹野議員おっしゃるとおりに、なかなか今一生懸命大きい道路などを中心に、あるいは生活道路、大きい小さいかわらずですけれども、順次、鋭意作業を進めております。

ただ、どうしても狭い道路、あるいは特に東西道路になりますと日陰で、道路が早朝除雪後の降雪が固まって、雪でなくてももう氷になっているような、そこがさらにわだちになっているというようなことで、なかなか小さい道路に入っていける機械の大きさも限界がある中で、氷を砕くといえますか、そうしたところまでの対応が、地域の要望に対して細やかにスピーディーな対応はなかなか難しさがあるというのが実情でもございます。

そうは言われても、やはり、生活道路として、皆さん町民の方々お困りの部分について、今丹野議員おっしゃるような形で、ぜひこちらのほうとしても目を向けているんだと、やれるタイミングで進めていきたいんだと、めどはどうかというのはまた別にしても、そういった思いをやはり地域のほうに届けるといふ部分も我々の仕事でございますので、その辺、鋭意努力しながら、引き続き除雪作業のほうを進めていきたいと考えています。

**○漆山光春議長** 「9番丹野貞子議員」

**○9番（丹野貞子議員）** 今の回答に尽きるかと思うんですけれども、やはり、町民の方はひとしく自分の通る生活道路について、町のほうで目を向けてくださるということをご期待しているし、そういうふうな行動を待っていると思うんですね。

ちょっとこれはお金かかることでもないし、例えば雪があつて狭い道路の方にそこをパトロールしたときに会ったら、「いやあ、町のほうでも来るつもりなんだけど、ちょっと待ってくださいね」とか、ちょっと声をかけたりすると、お茶飲みしながら「そうなんだって」ということで町でも考えているということが伝わると思うので、ぜひそのようなことをお願いしたいと思います。

以上です。

**○漆山光春議長** 以上で、9番丹野貞子議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第2号令和3年度河北町一般会計第11回補正予算の専決処分については、原案のとおり可決しました。

**○漆山光春議長** 次に、議第3号令和3年度河北町一般会計第12回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（10番の通告あり）

10番、落ちありませんか。

それでは、「10番木村章一議員」

**○10番（木村章一議員）** 一般会計の第12回補正について、10ページ、3款1項1目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について質疑いたします。

令和2年分の住民税が非課税であるということが1つの大きなその世帯にこの給付金を出すということだと思うんですけれども、該当期間中に対応する収入がない月、勤めていた人が一定の期間職を失ったなどというときに該当すると、その辺の詳しい状況について、世帯等とありますから、どんな方が、職を失ってというときはその期間も含めて、令和2年中なのか、その後、令和3年中などに職を失ったことがあった場合など該当するのかなどということについてお聞きしたいと思います。

それから、これの申請をする場合の受付、非課税世帯等については、町のほうからご案内などもあるかもしれませんが、そうでない場合には受付もあると思うんですね。いつから受け付けていつまで受け付けているかということについてもお聞きしたい。

それから、10ページの4款1項2目、5歳から11歳の児童のワクチン接種はいつから接種をスタートするというような計画なのかについてもお聞きしたいと思います。

以上、お聞きします。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金でございますが、対象とする期間といいますか、実施期間というものあるんでしょうけれども、まずは12月10日時点での住民基本台帳に登録されているということになりますので、その方がまずは対象になるわけでありまして、令和3年度分のいわゆる市町村民税非課税世帯ということになり

ますので、令和2年度の所得で算定されるということは、まずはあるかということになります。

これにつきましては、全協でもお示ししましたけれどもプッシュ型ということですので把握できますので、まずは申請でなくて、いわゆる確認書という形を送付させていただくということになるかと思えます。

それで、まず家計急変世帯、令和2年度中は所得があったんですけれども、今年度に入って所得が減っている方も対象になる、いわゆる家計急変の方ということになるかと思えます。

この方の期間ということにつきましては、令和3年1月から令和4年9月までの期間ということになると思っております。そのようになります。

受付につきましては、議会等が通りましたら速やかにお知らせして、受付期間という形にはなりますが、令和4年9月までという形になりますので、一部繰越しということにはなるかと思っております。

それから、5歳から11歳の小児ワクチンにつきましては、まずは国のほうでは3月から始められる体制を整えるということの指導がございますので、予算的なものあるいは接種できる体制を整えておきたいということがございます。

薬事承認はされているところではございますが、具体的に実施されるそのゴーサインと申しますか、そういったものはまだこれからいろんな審議会等を国のほうでも通した中での後のこととなりますので、それを受けまして実施できるようにということで、我々としては3月中ということで3月下旬あたりを目指してやっていきたいというふうには考えているところでございます。

**○漆山光春議長** 「10番木村章一議員」

**○10番（木村章一議員）** 最初の住民税非課税に関しては、税については、課長は年度ということでしたが、年ですかね。1月から12月までが1つの区切りですかね。そこを一応確認しておきます。それで、繰り返しになりますが、家計急変世帯についてはそれとは別な区切りで令和3年1月から9月までに該当するようなことがあった場合で、特に任意の1か月というようなことで、1月から9月の平均とかいうのではなくて任意の1か月というようなことでよろしいのかどうか、そこも確認を願いたいと思います。

以上、もう一度お聞きします。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 家計急変につきましては令和3年1月から令和4年9月までという形になるところでございます。

先ほども申し上げたとおりでございますが、令和3年1月から12月分につきましては、もう既にそれぞれ税申告等がこれから始まるわけでございますので、1年分の給与費明細といたしますか、源泉徴収あるいは収入等はある程度把握されているのかなというふうに思っております。

そういった中での任意の1か月ということはあるわけでございますけれども、令和3年分につきましてはある程度の収入は固まっているというふうには理解します。

そういった中で、そういったものも含めて全体的に、いわゆる非課税世帯になるかどうか、それ相当になるかどうかというのは検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

基本的には任意の1か月というふうにはなるわけですが、やはり、収入となりますと、それぞれ季節的な収入があるとき、ないときというものもあるかと思うんです。

全体的な中での1年分の収入というのは当

然把握する必要があるといったことで、そういったものを含めて検討はさせていただきたいと、判断はさせていただきたいというふうに思っております。

**○漆山光春議長** 「10番木村章一議員」

**○10番（木村章一議員）** 事業をやっている自営業なんかですと売上げの少ない月とかそういったことも勘案しなくちゃいけない。よくあることなんですかね、浮き沈みといいますか、そういうことはそうでしょうけれども、コロナが遠い原因で職を失ってしまったと、1か月丸々給料をもらえなかったなどということが明白な場合なんかは、この家計急変、そういったところもこの制度で救済すると、支援すると、そういうふうな趣旨と受け取っているか、もう一度確認します。

給与所得者で1か月空いてしまったなどという場合ですね。いかがでしょうか。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** この趣旨としましては、やはりコロナの影響で収入が減ったというのがまずは基本になるかと思っておりますので、コロナの影響を受けたかどうかという判断もごさいます。

それから、やはり収入、一過性的なものもあるのかどうかということで、やはり全体的なものを含めた中で判断はさせていただきたいというふうに思います。

ただ、算定的には任意の1か月という国のほうの示されておりますけれども、全体的な中で、先ほど申し上げましたけれども、季節的な収入の減とかいろいろあるわけでございます。

事業収入なんかは特に、農業所得とかいろいろそのときに収入がある、ないというのは季節性であるかとは思っておりますので、そういった中で、全体的な中で判断させていただきたいというふうに思っております。

○漆山光春議長 以上で、10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第3号令和3年度河北町一般会計第12回補正予算については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和4年2月河北町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前9時24分 閉会

~~~~~  
会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和4年2月

河北町議会議長 漆山光春

河北町議会署名議員 榎正義

河北町議会署名議員 松田收作